

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

- 4,689か所（公営：3,022か所 民営：1,667か所）
＜平成20年10月1日現在＞

3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

- 設備：集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員：児童の遊びを指導する者（児童厚生員）の配置

5. 公的助成

- 施設整備費

| | |
|---------|-----------------------|
| ・22年度予算 | 608百万円 |
| ・補助基準額 | 小型児童館 32,298千円 |
| | 児童センター 48,656千円 |
| | ※ 放課後児童クラブ室加算 6,849千円 |

- 事業費（民営のみ）

| | |
|---------|-------------------|
| ・22年度予算 | 1,243百万円 |
| ・補助基準額 | 小型児童館 1,799千円 |
| | 児童センター 2,968千円 |
| | 地域子育て支援拠点事業（児童館型） |
| | 次世代育成支援対策交付金に計上 |

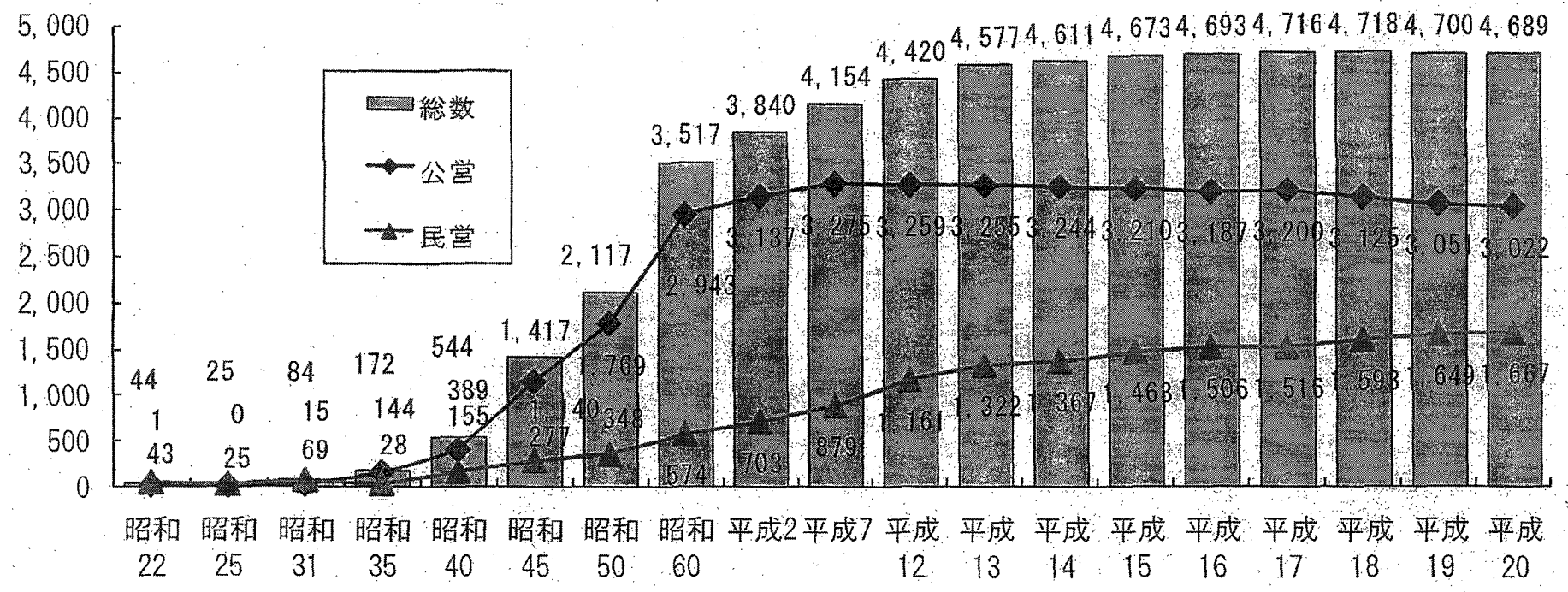
※ 施設整備費は、国、都道府県、市区町村又は設置者が1/3ずつ負担
 事業費は、国、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担（地域子育て支援拠点事業は、国が定額（1/2相当）を補助）

- 運営費（人件費）及び公営の事業費は地方交付税措置
（運営費（人件費）：昭和61年度～、公営の事業費：平成9年度～）

児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。

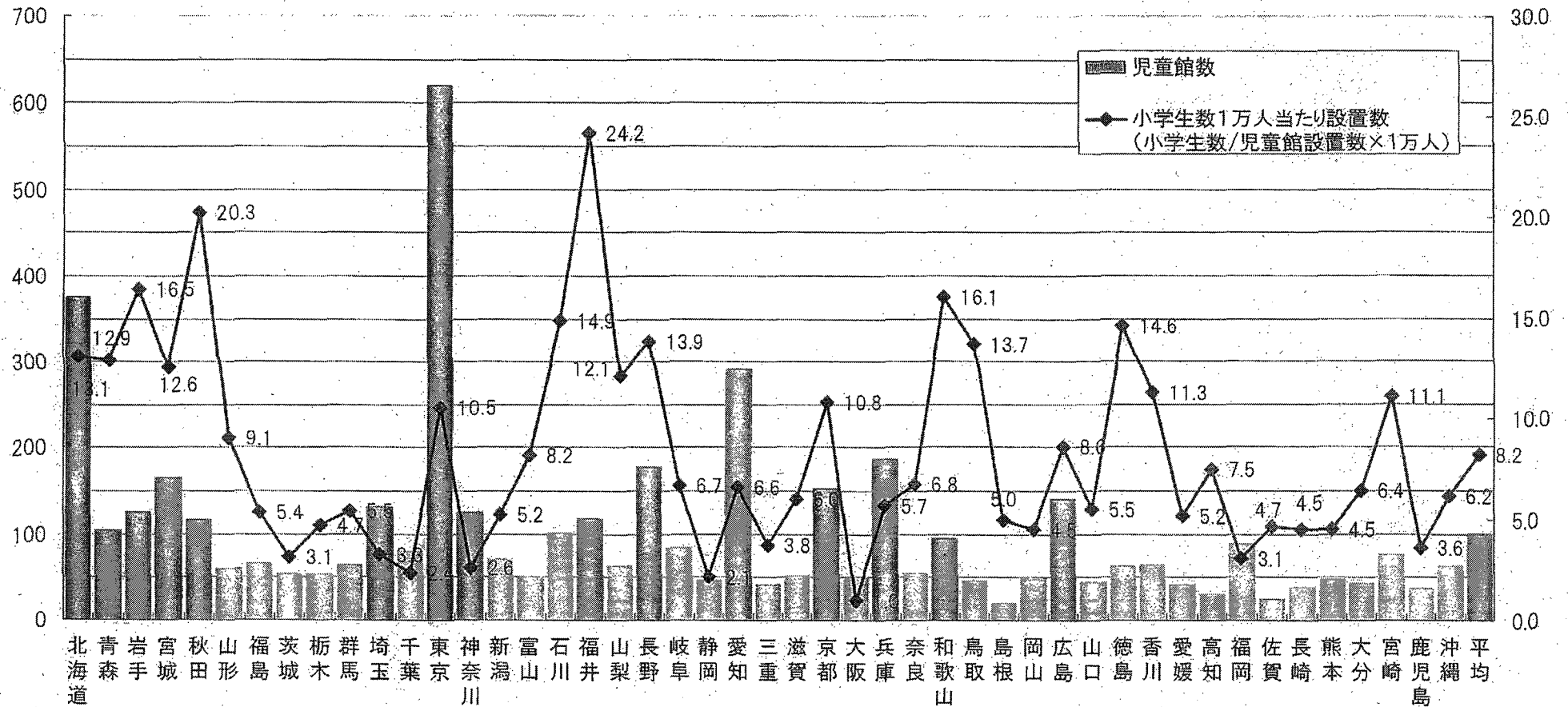


(各年10月1日現在の数値)

都道府県別児童館数と小学生数比児童館設置率

(か所数)

(1万人当たり設置数)



※児童館数は、平成19年10月1日現在。小学生数は、平成19年5月1日現在。

児童館における活動について

○ 児童館における主な活動

| 活動項目 | 具体的な内容 |
|-----------------|--|
| 季節行事 (90%) | 正月行事(凧あげ、カルタ)、節分、ひな祭り、こどもの日の行事、父母の日の行事、七夕、花火大会、町のお祭り、運動会、クリスマス会等 |
| 体力増進・スポーツ (75%) | 卓球、サッカー、ドッジボール、体操、バドミントン、一輪車、なわとび、たけうま等 |
| 屋外・自然体験活動 (66%) | キャンプ、ハイキング、サイクリング、つり、オリエンテーリング、アスレチック等 |
| 交流活動 (65%) | 老人ホーム等施設訪問、高齢者などから芸能等の習い事、交流会(高齢者・障害者・外国人)等 |
| 鑑賞会 (62%) | 合唱・音楽演奏、映画・ビデオ上映、演劇、新聞・回覧版等 |
| 講習会・発表会 (57%) | 誕生日会、進級・卒業を祝う会、育児・栄養講座、手話講座、育児相談、活動記録展等 |

出典：平成13年地域児童福祉事業等調査（ ）内は調査児童館4,577館に対する割合

○ 時間別の主な活動

| | | |
|----|-----------|--|
| 午前 | 10時頃～ | 乳幼児親子のための広場、遊び等の親子教室、子育て講座 など |
| 午後 | 14時頃～18時頃 | 小学生の自由活動(スポーツ、ゲーム、工作など) 放課後児童クラブ(※) |
| | 16時頃～18時頃 | 中学生・高校生の自由活動(スポーツ、バンドなどのサークル活動など) |

※2,520か所(約53%)で実施(平成17年5月現在)

児童厚生施設の種別及び国庫補助の概要

| 区分 | 児童センター | | 大型児童センター | | 大型児童館 | |
|-------------|---|---|---|---|--|---|
| | 小型児童館 | 児童センター | 大型児童センター | A型児童館 | B型児童館 | |
| 概要 | 児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は、情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。(児童福祉法第40条) また、放課後児童の育成、指導等地域における児童健全育成活動の重要な拠点となっている。 | | | | | |
| 設置主体 | 市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者 (NPO法人・民間会社など) | | | 都道府県 | | 都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者 (NPO法人・民間会社など) |
| 運営主体 | 市町村、社会福祉法人、特例民法法人、 その他の者 (NPO法人・民間会社など) | | | 都道府県、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者 (NPO法人・民間会社など) | | 都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者 (NPO法人・民間会社など) |
| 職員 | 児童厚生員 2人以上 | 児童厚生員 2人以上 必要に応じ [体力増進指導者] [年長児童指導者] | 児童厚生員 2人以上 必要に応じ [体力増進指導者] [年長児童指導者] | 児童厚生員 2人以上 必要に応じ [体力増進指導者] [年長児童指導者] | | |
| 建物面積 | 217.6㎡以上 (都市部特例児童館: 163.2㎡) 集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備の他、必要に応じ、相談室、創作活動室及び静養室等を設ける。 | 336.6㎡以上 + 児童の体力増進に資する ための必要な運動遊び用 器材、年長児童用設備 (パソコンコーナー等) 等 | 500㎡以上 + 年長児童の文化活動等に必要な広さ | 2,000㎡以上 + 必要に応じ、研修室・展示室・多目的ホール・移動型児童館用車両等 | 1,500㎡以上 小型児童館設備 + 宿泊室・食堂・厨房・脱衣・浴室、キャンプ等の野外活動ができる設備等 | |
| 機能 | (共通) ① 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに年長児童の自主的な活動に対する支援 ② 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成・助長 ③ 子育てに不安や悩みを抱える母親への相談援助等の子育て家庭に対する支援 ④ その他地域における児童健全育成に必要な活動 ⑤ 体力増進活動 ⑥ 年長児童の育成 | | | | | |
| 平成21年度補助基準額 | 35,561千円 | 51,316千円 | 70,959千円 | ㎡当たり単価 405,000円 | | 607,724千円 |
| 補助率 | 定額 (1/3) (負担割合 国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3) (負担割合 国1/3、都道府県1/3、市町村(特別区を含む)・社会福祉法人等1/3) | | | | | |

○児童館に係る補助金の沿革

| 区分 年度 | 公立公営 | | | 公立公営、私立民営 | | | 改正点 |
|----------|------|------|------|-----------|------|------|---|
| | 整備費 | 運営費 | | 整備費 | 運営費 | | |
| | | 人件費 | 事業費 | | 人件費 | 事業費 | |
| 昭和38年度 | 一般会計 | 一般会計 | | 一般会計 | 一般会計 | | ・「児童館施設整備費」、「児童館運営費」を一般会計に計上 |
| 昭和53年度 | 特会 | 特会 | 特会 | 特会 | 特会 | 特会 | ・「児童センター施設整備費」、「児童センター運営費」を特別会計に計上 |
| 昭和61年度 | 特別会計 | 一般財源 | 特別会計 | 特別会計 | 一般財源 | 特別会計 | ・「児童館施設整備費」の全部を特別会計に計上 ・「児童館運営費」のうち人件費を一般財源化、事業費を特別会計に計上し、「児童厚生施設事業費」に名称変更 |
| 平成9年度 | 特別会計 | 一般財源 | | 特別会計 | 一般財源 | 特別会計 | ・公立公営の児童厚生施設事業費を一般財源化 ・「児童厚生施設事業費」を「民間児童厚生施設等活動推進事業費」に名称変更 |
| 平成12年度 | 特別会計 | 一般財源 | | 特別会計 | 一般財源 | 特別会計 | ・「民間児童厚生施設等活動推進事業費」の中に、新たに「民間児童館地域活動推進費」、「児童福祉施設併設型民間児童館事業」を創設し拡充を図る。 |

中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の提供について

1. 趣旨

- 小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と交流する機会を提供することにより、年長児童の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となることで、育児不安を原因とする虐待の予防を目的とする。
また、こうした事業を通して、地域の年長児童と子育ての親子、学校・児童館など地域のつながりの構築も目指す。

【イメージ】



2. 厚生労働省の補助事業

- 次世代育成支援対策交付金（地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組を支援するため、児童人口に応じて交付金を交付）に計上
- 22年度予算 36,100百万円（内数）
- 実施主体 市町村
- 補助率 定額（1/2相当）

3. 実施状況（文部科学省・厚生労働省共同調査結果）

- 事業を実施する施設の割合（平成17年12月時点（予定を含む））
・保育所 71.5%、・児童館 29.3%、・保健センター 17.6%

5. 「子ども・子育てビジョン」

《生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める。》

（具体的施策）○乳幼児とふれあう機会の提供

保育所、児童館、保健センターなどの公的施設等を活用して、中・高校生等が乳幼児と出会いふれあう機会を広げるための取組を推進する。

4. 取組例

- 事前学習
～家庭科教諭等が乳幼児の発達についてや、事故防止等に関する内容を講義
- 乳幼児の保護者との交流
～保護者から妊娠・出産・子育てなどの体験談や子どもへの思いなどを聞き取り
- 乳幼児とのふれあい
～乳幼児との握手や抱っこ、絵本の読み聞かせなどを体験
- 事後感想の発表 など

地域子育て支援拠点事業

| | ひろば型 | センター型 | 児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施) |
|-------|---|---|---|
| 機能 | 常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施 | 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施 | 民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施 |
| 実施主体 | 市町村（特別区を含む。）社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可 | | |
| 基本事業 | ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供 | | ②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 |
| 実施形態 | ①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・機能拡充型（別単価） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動をひろばと一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ・出張ひろばの実施（加算） 常設のひろばを開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、出張ひろばを開設 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な取組の実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施 | ①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施 ・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応 | ①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 |
| 従事者 | 子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上） | 保育士等（2名以上） | 子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童館の職員が協力して実施 |
| 実施場所 | 公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用 | 保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施 | 児童館 |
| 開設日数等 | 週3～4日、週5日、週6～7日、 1日5時間以上 | 週5日以上 1日5時間以上 | 週3日以上 1日3時間以上 |

※地域子育て支援センター（小規模型）については、ひろば型又はセンター型に順次移行することを条件として、平成22年度においては経過措置を延長する。

各種子育て支援事業の取組の現状

○ 各種子育て支援サービスは、必ずしも身近な地域に行き渡っている状況とはいえない。

| | 《事業名》 | 《事業内》 | 《実績》 | 《地域における箇所》 |
|---------|----------------------|--|--|--------------------|
| 訪問支援 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。 | 1,247市区町村 (平成20年度交付決定ベース) | 実施市区町村の割合 72.2% |
| | 養育支援訪問事業 | 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。 | 799市区町村 (平成20年度交付決定ベース) | 実施市区町村の割合 45.3% |
| 親や子の集う場 | 地域子育て支援拠点事業 | 地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。 | 4,889か所 (平成20年度交付決定ベース) | 1小学校区当たり 0.22か所 |
| | 児童館事業 | 児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。 | 4,700か所 (公営3,051か所、 民営1,649か所) (平成19年10月現在) | 1小学校区当たり 0.21か所 |
| 預かり | 一時預かり(一時保育)事業 | 保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。 | 7,651か所 (平成20年度交付決定ベース) | 1小学校区当たり 0.34か所 |
| | 支子育て事業 | 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。 | 613か所 (平成20年度交付決定ベース) | 1市区町村当たり 0.34か所 |
| | 短期夜間養護等(トワイライトステイ)事業 | 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。 | 304か所 (平成20年度交付決定ベース) | 1市区町村当たり 0.17か所 |
| 相互援助 | ファミリー・サポート・センター事業 | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。 | 570か所 (平成20年度交付決定ベース) | 1市区町村当たり 0.31か所 |

注:市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在(※訪問支援の2事業については、交付決定時点の各都道府県ごとの市区町村数による))。
注:小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(確定値)」)。